

知財総合支援窓口事業

(独立行政法人工業所有権情報・研修館事業)

企業経営の中での知的財産活動について中小企業等の立場に立った支援体制を整備して、アイデア段階から事業展開まで一貫した支援を行う、「知財総合支援窓口」を県内の3か所に設置しています。

中小企業等の事業活動で生じる悩みや課題を正確に把握・分析し、窓口支援担当者自身が対応可能と判断した課題等について、その場で解決支援するよう努めます。

窓口支援担当 (中部)

相談者の課題を的確に把握し、課題に応じた解決策をご提案します。また、相談者と専門家とのパイプ役として、相談内容に最も適する専門家を選定し、専門家と共同で支援します。

インターネット出願を含め特許庁への手続方法を指導します。



宮枝 清美

窓口支援担当 (西部)

民間企業で長年にわたり技術開発や知財管理の業務を担当しました。アイデアから商品創り、市場における競争の中での知財経験を生かし、弁理士等の専門家と共に、中小企業等が抱える知財の問題解決に努めます。ご相談ください。一級知的財産管理技能士(特許専門業務)



近藤 達憲

窓口支援担当 (東部)

企業におけるマーケティング、商品企画、知財の豊富な経験と知識を活かした、多角的な視点からの窓口支援が可能です。国内のみならず海外出願の経験も豊富ですので、海外も視野に入れた知財戦略の立案、調査・出願から事業化まで相談者の立場に立った適切なアドバイスを行います。



中村 宏之

企業・個人の皆さまの 知的創造活動の サポーター

生み出せ
知的財産

活かせ
知的財産

守れ
知的財産

「目指そう知的創造立県しずおか」ホームページアドレス <https://shizuoka-ipc.gr.jp/>

中部・本部

一般社団法人静岡県発明協会
〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町44-1
静岡産業経済会館 1階
TEL 054-254-7575(代表電話)
054-251-6000(窓口専用回線)
FAX 054-254-7663

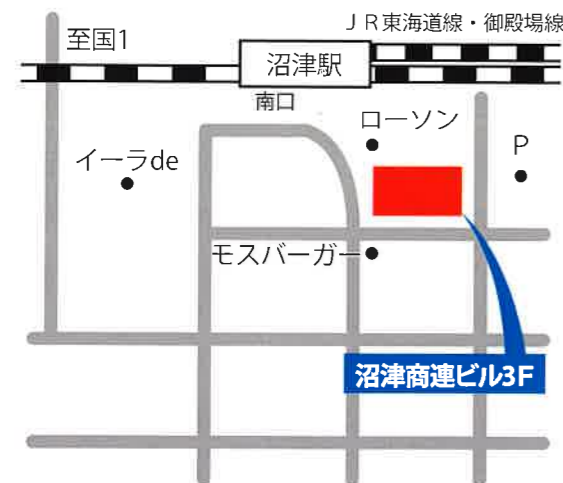
東部・沼津支所

〒410-0801 静岡県沼津市大手町1-1-3
沼津商連ビル 3階
TEL 055-963-1055 / FAX 055-963-1055

西部・浜松支所

〒432-8036 静岡県浜松市中区東伊場二丁目7-1
浜松商工会議所会館 8階
(公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構内)
TEL 053-489-8111 / FAX 053-450-2100

中部・本部



東部・沼津支所



西部・浜松支所

静岡県発明協会は 知的創造活動を支援します

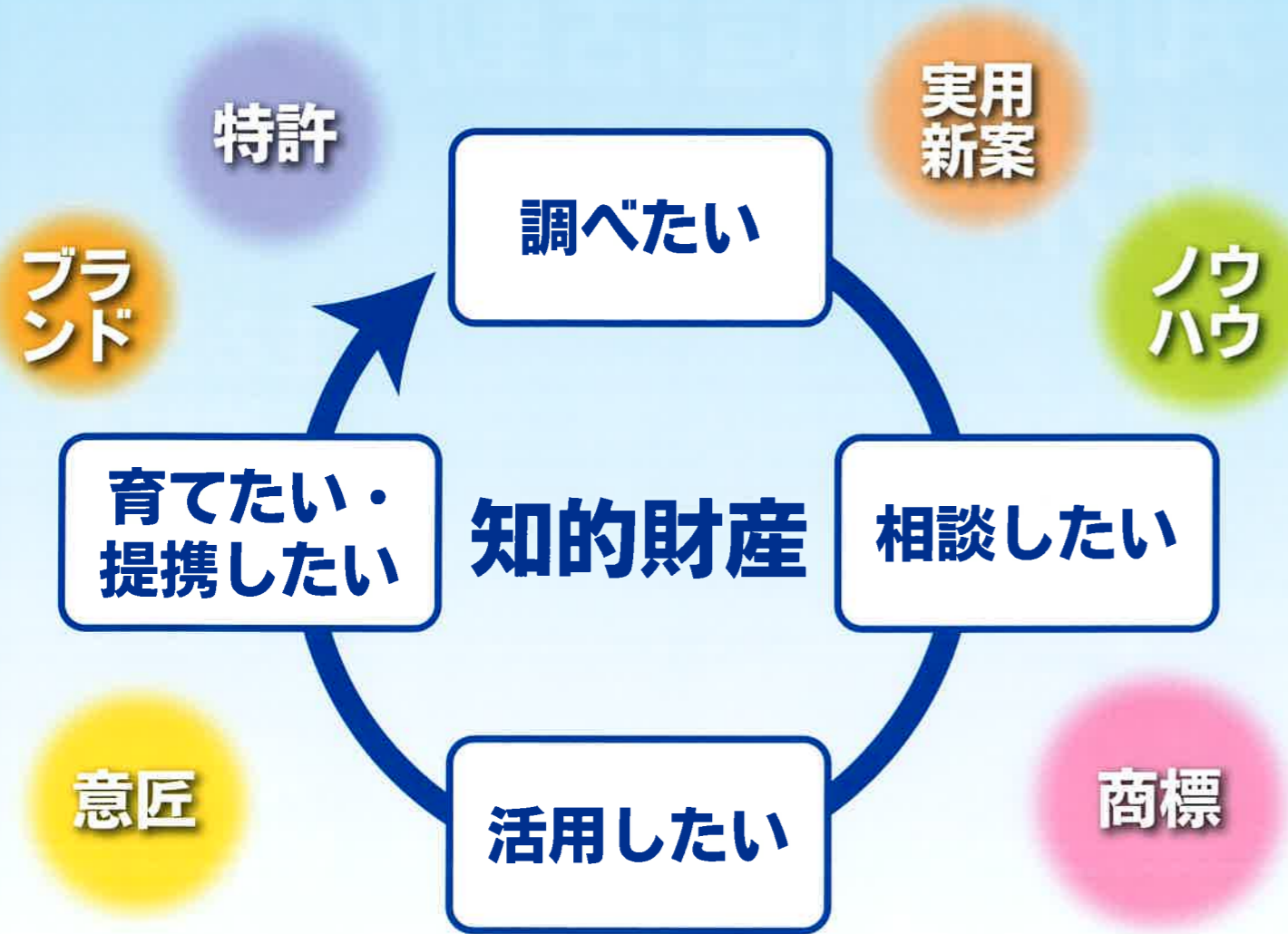
一般社団法人静岡県発明協会は、発明の奨励、青少年等の創造性開発育成及び知的財産権制度の普及啓発等を行うことにより、科学技術の振興を図るとともに、会員相互の研鑽と交流を通じ、もって地域経済及び産業の発展に寄与することを目的とする団体です。

一般社団法人静岡県発明協会

知的創造立県しずおか

こんなときは、静岡県発明協会

一般社団法人静岡県発明協会は、知的財産の創造、保護、活用について、中小企業等（中小企業・個人事業主・起業予定の個人）を支援します。



入会のお勧め＝会員の特典

- ◎専門家による発明、特許無料相談の優先受付
- ◎（一社）発明推進協会会員としてのすべての割引
- ◎知的財産権に関する講習会等の優先受付・受講料の割引
- ◎知財担当者の人材育成支援
知財管理に関する悩みや疑問などを研究、相談できる産業財産権実務関連研究部会（通称パテント部会）等への無料参加
- ◎知的財産権情報提供サービス・各種Webサービスの割引
- ◎（一社）発明推進協会発行書籍の会員価格販売
- ◎会報誌「知財情報しずおか」（年4回）の無料配布
- ◎全国発明表彰や地方発明表彰等、国、県あるいは（公社）発明協会が行う発明・考案に対する表彰への推薦
- ◎会員専用ホームページの閲覧（当協会並びに（一社）発明推進協会）

入会希望の方は
一般社団法人静岡県発明協会にご連絡ください。
TEL 054-254-7575 FAX 054-254-7663

会費（年会費）

個人会員	1万円
事業を営む個人会員	2万円
法人会員	
・資本金3千万円未満で 従業員20人未満の場合	2万円
・資本金1億円未満で 従業員300人未満の場合	3万円
・それ以上の場合	5万円
賛助会員	
・団体（株式会社、有限会社、公益法人など）	1万円（1口）
・個人	5千円（1口）

特許流通アドバイザーを ご活用ください。



特許流通アドバイザー
風間 泰寛



特許流通アドバイザー
長谷川 和家

保有している知的財産権を「他社で活用してもらえないだろうか？」「他社の権利になっているけど、自社でも使えないだろうか？」と言ったお悩みをお持ちの方は、特許流通アドバイザーにご相談ください！

「大学や公設試との共同研究の際の契約は？」
「共同出願するのだけど、契約なしで進めて良いの？」などのご相談からでも結構です。
中小企業のニーズ&シーズに精通し、特許などのライセンス業務を長年経験してきた、その道のエキスパート、「特許流通アドバイザー」が「使って欲しい特許、使いたい特許」の仲介等をお手伝いさせていただきます。

（相談、支援は無料です。）



知財に関する情報を求めている方、知財の管理業務で悩んでいる方、他社の知財管理の状況を知りたい方など、会員の方ならどなたでも無料でご参加いただけます。知財に興味のある方にとって学べる良い機会です。是非ご活用ください。

パテント部会へのお誘い

パテント部会って何？

パテント部会は、静岡県発明協会が地域の知財の管理と活用のため、また、当協会の設立趣旨である「会員相互の研鑽と交流」のために、その活動を全面的に支援している会員による会員のための勉強会です。1987年に発足し、正式名称は「産業財産権関連実務研究部会」という名前ですが、通称の「パテント部会」で通っています。東京のセミナーへ行くより、安上がりで、有益な知識、スキルが身に付く筈です。

どんな活動をしているのか？

10名の幹事を中心に自主的に企画・運営されており、年間10回（1月と8月を除き、月1回）の部会を開催しています。毎回、産業財産権関連の話題を取り上げて講演会やディスカッションなどを行っており、年に一度は工場見学なども実施しています。